

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のお知らせ

軽減を実施する社会福祉法人の事業所で実施する介護（予防）サービスを利用する場合に、申請して認められた場合は、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

◆この制度の対象となるサービスと費用

対象となるサービス	対象となる費用
①訪問介護 ②夜間対応型訪問介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）	利用者負担額
⑤通所介護 ⑥地域密着型通所介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧介護予防認知症対応型通所介護 ⑨第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）	利用者負担額 食費
⑩介護老人福祉施設 ⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬介護予防短期入所生活介護	利用者負担額 食費、居住費（滞在費）
⑭小規模多機能型居宅介護 ⑮介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑯看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用者負担額 食費、宿泊費

○高額介護サービス費等の利用者負担第2段階の方（世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方）が、③⑩⑪⑭⑯のサービスを利用した場合、※利用者負担額は軽減の対象とならないことがあります。その場合は、食費・居住費（宿泊費）のみ軽減の対象となります。

※この制度は軽減した費用を社会福祉法人、国及び地方自治体で共に補う仕組みとなっています。下関市では、利用者負担第2段階の方は、この事業を実施する社会福祉法人の負担に鑑み、原則、高額介護サービス費の支給による軽減を行うこととしています。高額介護サービス費の支給を受けるには、初回は必ず申請が必要です。

○生活保護を受給されている方は、⑩～⑬の居住費（滞在費）のみ軽減の対象となります。

○特定入所者介護サービス費の対象とならない方は、⑩～⑬の食費・居住費（滞在費）は軽減の対象となりません。

◆この制度をご利用いただける方と軽減割合

軽減の対象となる方	軽減割合
1 次の①～⑤の全てに該当する方で、生計が困難な者として市長が認めた者 ① 市民税非課税の世帯であること。 ② 年間収入（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ※親族等からの仕送り、生命保険の保険金、給付金、その他配当金等、一時的な収入も含まれます。 ③ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④ 本人及び世帯員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと （市町村民税が課税されている親族等に扶養されていないこと及び健康保険の被扶養者でないこと） ⑥ 介護保険料を滞納していないこと	25%減額 ※高齢福祉年金受給者は 50%減額
2 生活保護受給者	居住費（滞在費）の全部 （利用者負担（1割）と食費は対象外）

※旧措置入所者の軽減割合について

給付率が90/100の方は利用者負担額及び食費居住費の25%を減額

給付率が95/100～100/100の方はユニット型個室の居住費のみ25%を減額

◆この制度を利用するためには申請が必要です

申請後、審査を行い、該当する方には軽減割合を記載した「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付します。サービスを利用する際に確認証を提示すると、※対象となる費用が軽減されます。

確認証の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から次の7月31日までです。引き続き認定を希望される場合は、毎年更新の手続きが必要です。

※すべての事業者で軽減を受けられるわけではありません。

軽減を受けられる事業所は、市に、軽減措置を行うことを申し出た社会福祉法人が運営する事業所に限られます。

申請に必要な書類

1 世帯全員が市町村民税非課税で、収入や資産・扶養状況などの要件をすべて満たす方

●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

●収入や資産・扶養状況を確認できる書類

※世帯全員分が必要です（別世帯の配偶者は含みません）

（例）●年金収入がある方……年金振込通知書、年金改定通知書等

●給与収入がある方……給与証明書、給与支払明細書等

●収入を得るための土地・家屋を所有している方……固定資産税納税通知書等

●その他…※預貯金、有価証券等を確認できる書類、確定申告書の写し

※前年（申請日の属する月が1月～7月の場合は一昨年）の1月1日～12月31日の全期間の取引明細の写し、申請日から2週間以内の残高が確認できるページ及び定期預金のページの写し

●健康保険被保険者証

●介護保険被保険者証

●社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（現在交付されている場合）

※市町村民税の申告をしていない方には、申告をしていただく場合があります。

2 生活保護を受給されている方

●社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

●下関市外の市区町村で生活保護を受給されている方は、生活保護を受給していることが確認できる書類（保護証明書等）

●社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（現在交付されている場合）

◆この制度に関するご質問等は、下記までお問い合わせください

下関市介護保険課給付係 TEL 083-231-1139	〒750-8521 下関市南部町1番1号
菊川総合支所市民生活課 TEL 083-287-4006	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1
豊田総合支所市民生活課 TEL 083-766-2687	〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918番地1
豊浦総合支所市民生活課 TEL 083-772-4021	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1
豊北総合支所市民生活課 TEL 083-782-1924	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1